

中部運輸局自動車交通部

令和3年3月23日 14時00分 発表

〈お問い合わせ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

畑、平井 TEL 052-952-8038

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

風岡、保本 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

トラック事業者を事業停止

今般、中部運輸局は、トラック事業者に対し事業の停止処分を行いましたので、下記によりお知らせします。

記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

事業者名：有限会社 SHINKO

住所：静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷106-5

営業所名：本社営業所

営業所所在地：静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷106-5、106-6

2. 行政処分等の概要

処分日：令和3年3月23日

処分内容：貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく、事業停止30日間

3. 監査端緒等

貨物自動車運送事業法違反の疑いがあったため

4. 監査結果（主な法令違反内容及び違反条項）

一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。（貨物自動車運送事業法第27条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況（中部運輸局管内）

当該行政処分により付された違反点数 30点

当該事業者に付された累積違反点数 30点

以上